

武蔵野市第六期長期計画・調整計画策定委員会公募市民委員選
考委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市長期計画条例（平成23年12月武蔵野市条例第28号）第3条の新たな実行計画として武蔵野市第六期長期計画・調整計画（以下「調整計画」という。）を策定するにあたり、同条例第4条第2項の策定委員会として設置する武蔵野市第六期長期計画・調整計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の市民委員を厳正かつ公平に選考するため、武蔵野市第六期長期計画・調整計画策定委員会公募市民委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 選考委員会は、策定委員会の市民委員の公募に応募した者が提出した作文に基づき一次審査を行い、一次審査を通過した者に対し、面接による二次審査を行う。

2 選考委員会は前項に規定する審査の結果と併せて策定委員会の構成の均衡性を考慮して、策定委員会の市民委員を選考し、その結果を市長に報告する。

(選考基準)

第3条 選考委員会は、前条第1項に規定する審査にあたり、次に掲げる選考基準に従うものとする。

(1) 一次審査（書類審査）

- ア 趣旨の的確性 10点
- イ 論旨の一貫性及び明確性 10点
- ウ 視点の総合性 10点

(2) 二次審査（面接審査）

- ア 市政への参加意欲及び熱意 30点
- イ 目的意識、積極性、協調性及び表現力 30点
- ウ 立場の中立性及び公平性 30点

(組織)

第4条 選考委員会は、副市長、総合政策部長の職にある者及び武蔵野市の職員のうちから市長が指名する者1人をもって組織する。

2 選考委員会に委員長を置き、総合政策部を担任する副市長をもって充てる。

(会議)

第5条 選考委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(庶務)

第6条 選考委員会の庶務は、総合政策部企画調整課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、策定委員会の市民委員が決定する日限り、その効力を失う。